

三木市記者発表資料 (令和5年3月28日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 税務課	課長 西本正仁 (内線 2320)	管理係	0794-82-2000 (内線 2316)

タイトル
<p style="text-align: center;">令和5年4月から、納税がさらにカンタン・便利に ～納付方法を拡大し、市民の利便性を向上～</p>
内容
<p>令和5年4月から、「市・県民税（普通徴収）」、「固定資産税・都市計画税」、「軽自動車税（種別割）」の納付において、地方税統一QRコード※を使った納付方法が始まります。</p> <p>納付書に新しく印字されるQRコードを読み取り、ご自宅のパソコン、スマホから電子納付が可能になるほか、全国の金融機関で納付できるようになります（一部対象外あり）。</p> <p>※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。</p> <p>1 QRコードで納付できる税目 市・県民税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割） （国民健康保険税は、令和6年度よりQRコードを使った納付が利用できます。）</p> <p>2 QRコードを使った納付方法</p> <p>(1) 銀行窓口 QRコードがついている納付書は、全国どこの金融機関でも納付できます。</p> <p>(2) スマホアプリ決済 各種アプリがご利用いただけます。</p> <p>(3) クレジットカード決済及びインターネットバンキング 「地方税お支払いサイト」で納付できます。</p> <p>3 地方税お支払いサイト 納付書に印字されているQRコードの読取や、納付書に記載されている「eL番号」の入力により、クレジットカードやインターネットバンキングで納付できます。</p> <p>4 その他の納付方法 QRコードの有無に関係なく、コンビニエンスストアでの納付や、口座振替での自動引落しが可能です。詳しくは三木市のホームページをご覧ください。</p>
セールスポイント
<p>全国の金融機関での納付が可能になるほか、スマホアプリ決済、クレジットカード決済、コンビニ、口座振替など、納付方法を拡大することで、市民の方の利便性向上と、行政手続きのデジタル化促進を図ります。</p> <p>なお、クレジットカード決済等でご利用いただいていた「三木市税納付サイト」は、令和5年4月より利用できなくなりますのでご注意ください（国民健康保険税の決済のみ利用可）。</p>